福岡県県土整備部では、福岡県が管理する道路において さわやか道路美化促進事業を実施しています。

開始までの手順

- 活動する所管の県土整備事務所又は、地元市町村役場 にて申込書類等を入手します。
- 2 申込書に必要事項を記入し、活動する所管の土木事務所 又は地元市町村役場へ提出します。
- 活動する所管の県土整備事務所又は地元市町村役場から、「実施団体」の認定を受け、協定を結びます。
- 必要な道具を受け取り、担当する区域での活動を始めます。
- 毎年3月末日までに当該年度分の活動実績を、市町村 を通じ活動する所管の県土整備事務所に報告します。

お問い合わせ・連絡先

福岡県土整備事務所 用地課管理係 092-641-1196

福岡県土整備事務所前原支所 庶務課 092-322-2961 久留米県土整備事務所 用地課管理係 0942-44-5505 南筑後県土整備事務所 用地課管理係 0944-41-5113

南筑後県土整備事務所柳川支所 庶務課 0944-72-4155

直方県土整備事務所 京築県土 用地課管理係 用地 0949-22-5617 0979

京築県土整備事務所 京 用地課管理係 0979-82-3351 (

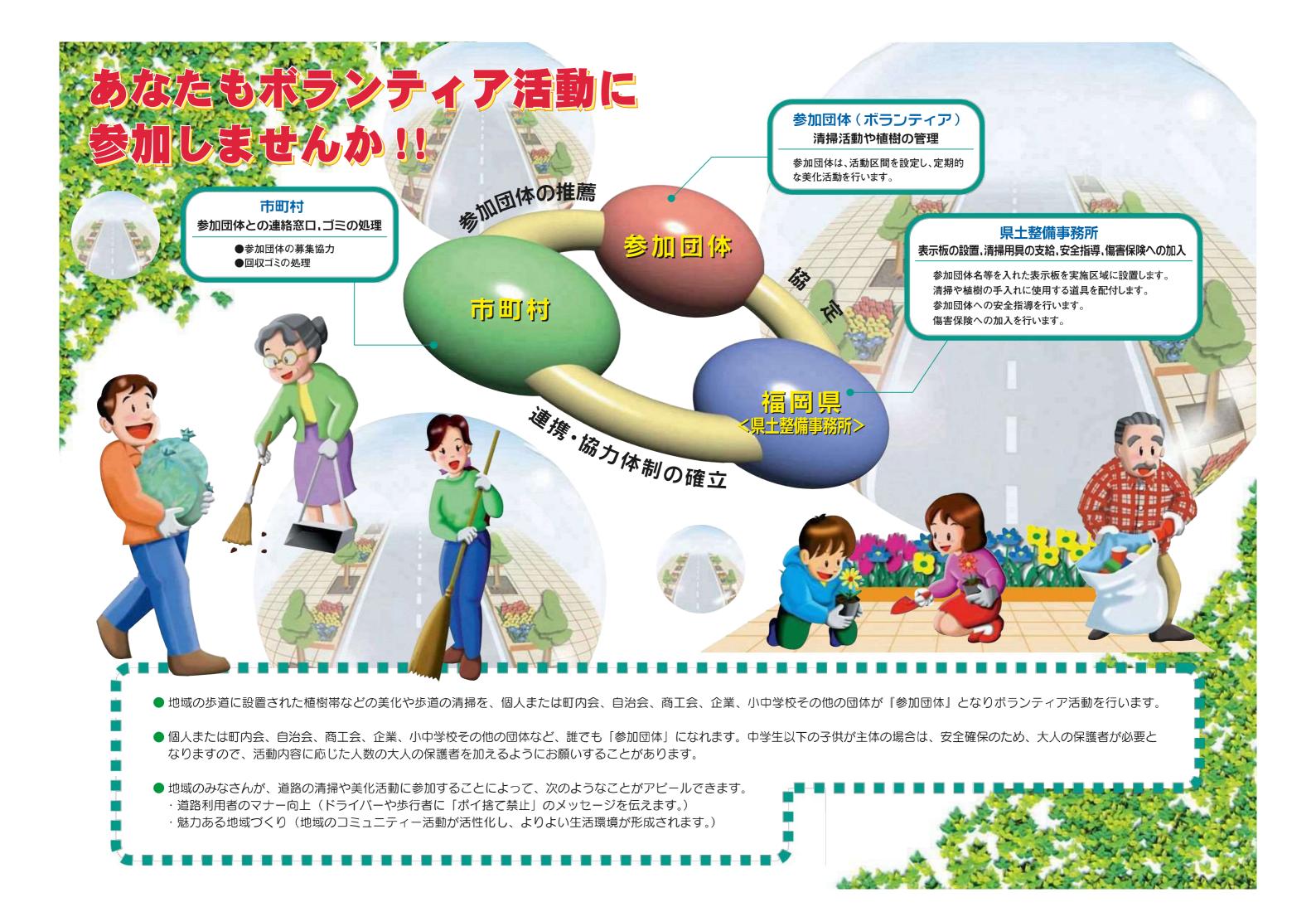
京築県土整備事務所行橋支所 原務課 0930-23-1746

朝倉県土整備事務所 用地課管理係 0946-22-4181 八女県土整備事務所 用地課管理係 0943-22-6984

北九州県土整備事務所 用地課管理係 093-691-2764 北九州県土整備事務所宗像支所 庶務課 0940-36-2005 田川県土整備事務所 用地課管理係 0947-42-9112 飯塚県土整備事務所 用地課管理係 0948-21-4934 那珂県土整備事務所 用地課管理係 092-513-5563

福岡県 県土整備部 道路維持課管理係 2092-643-3653





様式第3号(第3条関係)

都市公園使用・占用許可書

6 字環第 6 2 3 号 令和 6 年 8 月 1 3 日

申請者

住所 福岡市中央区那の川二丁目7番2-504号 氏名 一般社団法人 21・建設クラブ・福岡 代表理事 池尻 努 殿

宇美町長 安 川 茂 伸

宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

嗀

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため
使用・占用の期間	令和6年 9月26日 令和6年10月 3日 令和6年10月10日 令和6年10月17日 令和6年10月24日 5日間 9時30分 から 10時30分 まで 1時間
公 園 名	ちびっこ運動広場
使用・占用の内容	4 0 0 m²
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第12条第3号の規定により 免除
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。

[※] 設置物件等が電柱等である場合において、複数本のものを集約して許可するときは、公園名の欄は 「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。

